

枚方市規則第 17 号

枚方市事務分掌規則の一部を改正する規則

枚方市事務分掌規則（平成10年枚方市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第6条の表人権政策室の項第3号を次のように改める。

(3) いじめ防止対策の推進に関すること。

第6条の表人権政策室の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) いじめを受けた児童等の相談、支援等に関すること。

第6条の表人権政策室の項に次の1号を加える。

(7) 人権尊重のまちづくり審議会、男女共同参画推進審議会及びいじめ問題再調査委員会に関すること。

第13条の表循環型社会推進室ごみ減量推進課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同表循環型社会推進室家庭ごみ業務第1課の項第2号中「、粗大ごみ及び古紙」を「及び粗大ごみ」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 不法に投棄されたごみの適正処理の指導及び関係機関との連絡調整に関すること。

第13条の表循環型社会推進室家庭ごみ業務第1課の項に次の1号を加える。

(5) 地域清掃に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

第13条の表循環型社会推進室家庭ごみ業務第2課の項第2号中「及び古紙」を「、古紙及びペットボトル・プラスチック製容器包装」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表環境指導課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第15条の表みち・みどり室道路公園管理課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同表みち・みどり室維持補修課の項に次の1号を加える。

(3) 緑化の推進及び緑地の保全に関すること。

附 則 [令和5年3月31日公布]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。